## ○経済産業省告示第百六十七号

輸 出 貿易管 理令 (昭 和二十 匹 (年政令第三百七十八号) 第四条第二項第四号の規定に基づき、 時的にす . 入 国

して 出 国する者 が 別 表第二の三六の 項  $\mathcal{O}$ 中 欄 に掲げ る貨 物 を輸 出 しようとする場合であって、 経済 産 業 大臣

 $\mathcal{O}$ 承 認 を受け な け ħ ば なら な い貨物 カゝ 5 経 済産業大臣が 告示 で除くも  $\mathcal{O}$ を次のように定め、 平 成二十四 年 七

月十九日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣 枝野 幸男

【最終改正】 平成二十五年九月二十日経 済 産 業省告示 第二百 뭉

出 貿易管理令第四 条第二項 第四 号 の規定に基づき、 時 的 に 入国 L て出 国 する者が 别 表第二の三六  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 

輸

中 欄 に 撂 げる貨 物を輸出 しようとする場合で あっ て、 経済 産 業大臣 の承認を受けなけ ればなら な 1 · 貨物 か 5

経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。

本邦に入国 する際に本 人が 携帯 Ļ 又は税関に申告の上別送して輸 入している貨物

前号に掲 げ る貨 物  $\mathcal{O}$ ほ か、 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に掲 げ Ś 絶滅  $\mathcal{O}$ お そ れ  $\mathcal{O}$ あ る 野 生動 植 物  $\mathcal{O}$ 種  $\mathcal{O}$ 玉 際 取 引 に関 す

る条約 附 属 書  $\prod$ に 掲げ る 種 に 属 す Ź 動 物 又はは 植 物、 これ 5 0) 個 体 の 一 部及びこれらの 卵、 種 子、 はく製、

加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物であって、一人当たりの輸出数量がそれぞれ同表の

下欄に掲げる範囲内の貨物(生きているものを除く。)。

貨版	貨物の区分	一人当たりの輸出数量の範囲
	チョウザメ目全種 (Acipenseriformes spp.) のキャビア	125グラム以下(ワシントン条約決議
		12.7 (Rev.CoP14) において規定さ
		れたラベルが容器に貼付されているもの
		に限る。)
1 1	サボテン科全種(Cactaceae spp.)のレインスティック	3個以下
11	ワニ目全種 (Crocodylia spp.)	4個以下
兀	ピンクガイ (Strombus gigas) の殻	3個以下
五.	タツノオトシゴ属全種(Hippocampus spp.)	4個以下
六	シャコガイ科全種(Tridacnidae spp.)の殼(1つの完全	3個以下(総重量が3キログラム以下の

な殻又は2枚で一対となる殻を1個とする。)	場合に限る。)
七 アガーウッド (Agar Wood)	木片1キログラム以下及び油24ミリリ
	ットル以下並びにビーズ、ロザリオ、ネ
	ックレス又はブレスレットを合計した数
	量が2個以下
八 第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下